

国民スポーツ大会「ふるさと選手制度」の手続等について（必読）

1. 「ふるさと選手制度」の手続きについて

- 1) 愛媛県内の小学校、中学校及び高等学校を卒業した県外在住者のなかで、大学生及び社会人が愛媛県代表として国民スポーツ大会に参加するには、「ふるさと選手制度」の手続き（登録または申請）が事前に必要となる。

※卒業後の所在地の都道府県のみが対象。（卒業していない場合は対象外）

- 2) 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年手続きが必要になる。
- 3) 一度登録した「ふるさと」（県）は、変更できない。
- 4) 県内選考会（予選会）等へのエントリー時より、登録または申請が必要になる。

2. 手続きの書類について

- 1) 「ふるさと選手制度」を初めて活用する場合は、ふるさと登録届（様式1-A）を県競技団体に提出しなければならない。
- 2) 一度、様式1-Aにより登録した「ふるさと選手」が、連続して国民スポーツ大会に出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請書（様式1-B）を県競技団体に提出しなければならない。
- 3) 県競技団体は、提出されたふるさと登録届（様式1-A）またはふるさと選手制度使用申請書（様式1-B）の写しを保管し、原本を県スポーツ協会に提出しなければならない。
- 4) 書類作成にあたっては、正確に記入・確認のうえ必ず押印して提出すること。

3. 提出期日について

県競技団体は、国民スポーツ大会県内選考会（予選会）等の開催までに愛媛県スポーツ協会にふるさと登録届（様式1-A）またはふるさと選手制度使用申請書（様式1-B）を提出しなければならない。

【フローチャート】

